

国民年金のお知らせ



問合せ先

【免除等】市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)

【年金相談に関する一般的なお問い合わせ】日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル (☎0570-05-1165)

【申請書の郵送等】日本年金機構 釧路年金事務所国民年金課

(☎22-5810 ※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください)

ご不明な点や手続きについて、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。

7月1日(金)から、22(令和4)年度 国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けを開始します

【制度内容】

- 免除制度** 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
(※一部免除は減額された保険料を納めないで未納期間になります)
- 納付猶予** 50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予となります。
(※世帯主の所得は影響ありません)

【保険料免除基準】

区分	22(令和4)年度保険料月額	免除基準となる前年所得額※
納付(免除なし)	1万6,590円	—
1/4免除	1万2,440円	168万円+各種所定控除
半額免除	8,300円	128万円+各種所定控除
3/4免除	4,150円	88万円+各種所定控除
全額免除・猶予	0円	67万円

※22(令和4)年度の単身世帯の基準額です。申請する対象年度や扶養状況により基準額は変わります。

※地方税法に定める障害者および寡婦、ひとり親の場合は、基準額が変わります。

※基準額を超過した場合でも、失業特例や新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例などの制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申請対象期間】

免除や納付猶予申請での「年度」とは、7月から翌年6月までです。

22(令和4)年度分は、22(令和4)年7月分から23(令和5)年6月分までが申請対象期間となっています。

過去期間は、申請受理日から2年1カ月前までの未納である期間を申請することができます。

※学生の方は、学生納付特例制度の利用となります。

※出産した方は、産前産後期間の免除制度を利用することができます。

※産前産後期間以外の免除・納付猶予の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

【必要なもの】

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・基礎年金番号が分かるもの(「年金手帳」や「基礎年金番号通知書」など)
- ・退職(失業)を理由とする場合は離職書類(「雇用保険被保険者離職票」や「雇用保険受給資格者証」、共済加入の方は「組合員資格喪失証明書」など)

【手続き先】

住民票のある市区町村役場または年金事務所

※郵送での申請も可能です。申請書の送付をご希望の場合はお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や事業の休廃止に至らない場合でも、次に該当する場合、申請により臨時特例免除となります。

【対象者】

次の(1)および(2)のいずれも満たす方

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少

収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて収入が減少したこと

(2) 所得が相当程度まで下がっている

20(令和2)年2月以降の所得状況からみて、所得見込額が免除基準相当になること

※連帯納付義務者(配偶者・世帯主)の所得も免除等の審査に影響します。

※申請するときは、所得見込額の申し立てが必要です。

※申請する年度によって所得見込の計算に用いることができる期間が変わります。

【対象期間】

過去期間は、申請受理日から2年1カ月前までの未納である期間を申請することができます。

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます

22(令和4)年5月より、マイナンバーカードを利用して、簡単に次の手続きが電子申請でできるようになりました。

※電子申請には、マイナポータル(行政手続のオンライン窓口)の開設が必要です。

【対象手続き】

- ①国民年金第1号被保険者加入の届け出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ②国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料学生納付特例の申請

【メリット】

- ①24時間365日、申請ができます
- ②スマートフォンから申請ができます
- ③処理状況も申請結果も確認できます



【必要なもの】

マイナンバーカード、マイナンバーカードの受け取り時に設定したパスワード

※詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

●個人の方の電子申請(国民年金)

☎https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/shinsei_kojin.html

※こちらのQRコードからアクセスできます



年金受給の相談は、来訪予約をご利用ください

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。

【年金額や記録、各種年金請求】

日本年金機構 予約受付専用電話 (☎0570-05-4890)

【障害基礎年金の相談・請求】

市役所医療年金課年金担当 (☎31-4532)